

還付申告は2月8日から受付

農業などの事業所得、不動産・譲渡所得がある人は、必ず申告が必要です

所得税（復興特別所得税含む）の確定申告・市県民税兼国民健康保険税の申告の時期が近づきました。3月になると会場が混み合いますので早めに申告をしましょう。
なお、納め過ぎた所得税の還付を受ける「還付申告」は2月8日から受け付けます。

確定申告の期間：2/16～3/15

《安来会場》学習訓練センター（今津町532-3）

《広瀬会場》市役所広瀬庁舎

《伯太会場》市役所伯太庁舎

《松江会場》くにびきメッセ（松江市学園南1丁目2番1号）

※松江会場では所得税の申告のみを受け付けます。

※2月18日（日）、2月25日（日）は休日受付を行います。

問い合わせ

【確定申告】松江税務署（代表）☎0852-21-7711

※自動音声による案内が流れますので、その案内に従って番号を選択してください。

【市県民税兼国民健康保険税の申告】税務課市民税係 ☎23-3040、23-3041

申告に必要なものチェックリスト

事前に書類の準備や領収書などの集計をお願いします。

- 印鑑（認印で可）
- 給与や年金の源泉徴収票（コピー不可）
- 事業所得などの収支内訳書
- 税務署から送られてきたハガキなど
- 申告者名義の預金通帳等の口座番号がわかるもの
- 前年の書類控え一式
- 本人確認書類（マイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要）
- 各種控除を証明する書類

ホームページ上で確定申告書を作成することができます
国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/>

申告が必要な人

- ▼自営業や農業などの事業収入がある人
- ▼家賃・地代などの不動産収入や、譲渡所得がある人
- ▼会社員で給与をもらっている人で、①年末調整を受けていない②給与が2カ所以上からある人
- ▼アルバイト、内職、日々雇用で、給与から税金が引かれていない人
- ▼満期保険金等の受け取りや個人年金収入がある人
- ▼医療費控除、住宅ローン控除などを受ける人
- ▼年金収入のみで、所得税の精算が必要な人

※確定申告を要しなくても、他の所得があるときや各種控除を受け

たいときは、市県民税の申告が必要で。
▼前記以外で、課税の対象となる収入のある人

申告をしない人

確定申告、市県民税の申告は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の申告も兼ねています。保険の加入者は、申告がないと国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられなくなります。

また、これらの保険の加入者で非課税年金（遺族年金、障害者年金等）のみを受給し、配偶者控除、扶養控除の該当でない人についても申告が必要です。



申告会場の受付カレンダー

期日・曜日	安来会場 (学習訓練 センター)	広瀬会場 (広瀬庁舎)	伯太会場 (伯太庁舎)
	9時～16時		
2月8日～15日 (土日・祝日を除く)	○還付のみ		
2月16日 金	○	○	
17日 土			
18日 日			
19日 月	○		○
20日 火	○マ	○	
21日 水	○		○
22日 木	○マ	○	
23日 金	○		○
24日 土			
25日 日			
26日 月	○ (税務署)	○	
27日 火	○マ (税務署)		○
28日 水	○ (税務署)	○	
3月1日 木	○マ (税務署)		○
2日 金	○ (税務署)	○	
3日 土			
4日 日	○		
5日 月	○		○
6日 火	○マ	○	
7日 水	○		○
8日 木	○マ	○	
9日 金	○		○
10日 土			
11日 日	○		
12日 月	○	○	
13日 火	○マ		○
14日 水	○	○	
15日 木	○マ		○

出張相談会場

2月16日 金	赤屋交流センター (10:00～15:00)
18日 日	JAしまねやすぎ地区本部赤江支店、 安来南支店 (9:30～15:00)
19日 月	山佐交流センター (10:00～15:00)
20日 火	布部交流センター (10:00～15:00)
21日 水	比田交流センター (9:30～16:00)

※マ：マイナンバーカード申請窓口（安来会場のみ）を設けます。

※税務署：松江税務署員が常駐し、青色申告などを受け付けます。

※安来・広瀬・伯太会場は e-Tax コーナーを利用できます。事前にマイナンバーカード等をご用意ください。

申告前にご用意ください

控除には証明書（原本）が必要です
社会保険料や生命保険料、地震保険料などは、平成29年中に支払った控除証明書が必要です。コピーは不可。

おむつ使用証明に係る医療費控除

要介護者のおむつ代の医療費控除を受ける人は、医師の発行する証明書が必要です。ただし、次の条件に該当する人は、市が発行する証明書で医療費控除が受けられます。

1) おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

2) 「介護保険主治医意見書」で「寝たきり」と「尿失禁」が確認できる場合

※証明書は、介護保険課（市健康福祉センター）、市民課健康福祉・子育て窓口（安来庁舎）、伯太地域センター（伯太庁舎）で交付しています。

問い合わせ：介護保険課（☎23-3293）

介護認定を受けている人の障害者控除

身体障害者手帳をお持ちでなくても、要介護認定を受けている人は、「寝たきり度」「認知症自立度」の程度により、障害者控除に該当する場合があります。これらの人が障害者控除を受ける場合は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

※認定書の申請受付窓口は、介護保険課（安来市健康福祉センター）、市民課健康福祉・子育て窓口（安来庁舎）、伯太地域センター（伯太庁舎）です。

※認定書発行には約1週間程度かかります。

問い合わせ：介護保険課（☎23-3293）

事業をしているみなさんへ

営業・不動産・農業所得を申告するとき、領収書などを集計し、「収支内訳書」を作成してから申告会場へお越しください。

減価償却台帳は市では管理していません。減価償却費自動計算エクセルシートを市のホームページで公開していますので活用ください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 「納付額のお知らせ」を送付します

平成29年中に皆さんが納付された次の保険料は社会保険料控除の対象となります。1月下旬に普通徴収（納付書または口座振替による納付）で納付された金額をお知らせします。

- ・国民健康保険税は、納税義務者（世帯主）に通知します。
- ・後期高齢者医療保険料は、被保険者ごとに通知します。
- ・介護保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）に通知します。
- ・年金から特別徴収（引き去り）された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、年金保険者（日本年金機構等）から送付される公的年金等の源泉徴収票を確認してください。

【問い合わせ】

国民健康保険税は	税務課収納係	☎ 23-3043
後期高齢者医療保険料は	保険年金課	☎ 23-3085
介護保険料は	介護保険課	☎ 23-3293

マイナンバーカードの 申請窓口を開設します

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記入と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりました。申告会場（安来会場）でカード発行の手続きができる窓口を開設します。

- ・開設日 申告期間中の火・木曜日
- ・必要なもの 免許証・保険証等の本人確認書類
- ・その他

写真は窓口で撮影しますので不要です。

申請後、受け取りまでは約1カ月かかります。

カードを申請すれば来年からは

e-Taxが利用できます。

広瀬・伯太会場で希望の場合は各地域センターへお越しください。

- ・問い合わせ 市民課 ☎ 23-3080



○セルフメディケーション税制の創設

セルフメディケーション税制は、下表の要件を満たしている場合に、所得から一定額の控除を受けることができます。

適用期間	平成29年1月1日から5年間
対象者	健康の保持増進や疾病予防のため予防接種・定期健康診断等の一定の取組を行う個人。「一定の取り組み」とは、市が行うがん検診や職場で受ける定期健診などです。また、医師の関与がある各種検診等や予防接種も対象になる場合があります。
対象支出	本人と、本人と生計を一にする配偶者その他の親族が購入したスイッチOTC医薬品の購入対価 ※スイッチOTC薬品とは、要指導医薬品および一般医薬品の内、医薬品から転用された医薬品のこと。
控除額	(その年中に支払った額 - 保険金等の額) - 12,000円 ※上限88,000円
申告に必要な書類	・セルフメディケーション税制の明細書 ・予防接種やがん検診、定期健康診断を受けたことが証明できる書類（領収書等）。 ※問い合わせ：いきいき健康課 ☎ 23-3286
注意点	この特例と、現行の医療費控除のどちらかの適用になります。また、一度申告すると当該年度の選択の変更はできません。

平成29年分申告の 主な改正点

○医療費控除の附属書類の見直し

1. 概要

医療費控除またはセルフメディケーション税制の申告の際に、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付または提示に代えて、医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要になりました。

2. 経過措置

平成29年分から平成31年分までの申告は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付による申告をすることもできます。

3. 「医療費のお知らせ」

この改正に伴い、各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」が、医療費控除の医療費の明細書に利用できる場合があります。医療費の明細書として利用できるかどうかは保険者等にご確認ください。

なお、法定納期限の翌日から5年間は、医療費の領収書、医薬品購入費の領収書の提出または提示を求められることがあります。お手元で大切に保管してください。

